

瀬戸市景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 1 9 日

瀬戸市長 増岡 錦 也

瀬戸市規則第 3 0 号

瀬戸市景観審議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市景観審議会規則（平成 6 年瀬戸市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織等）</p> <p>第 2 条 審議会は、委員<u>1 0 人</u>以上 2 0 人以内をもって組織する。ただし、条例第 2 1 条第 3 項の規定により臨時委員を置いたときは、委員の人数に当該臨時委員の人数を加算した人数をもって組織する。</p> <p>2 <省略></p>	<p>（組織等）</p> <p>第 2 条 審議会は、委員<u>1 4 人</u>以上 2 0 人以内をもって組織する。ただし、条例第 2 1 条第 3 項の規定により臨時委員を置いたときは、委員の人数に当該臨時委員の人数を加算した人数をもって組織する。</p> <p>2 <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。